

## 2024年（令和6年）第9総会議事録

- 1 告示年月日 2024年（令和6年）8月16日（金）
- 2 通知年月日 2024年（令和6年）8月16日（金）
- 3 開催年月日 2024年（令和6年）9月2日（月）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 8階 南側多目的室
- 5 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について  
議案第3号 非農地証明について
- 6 協議及び報告事項  
(1) 農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員  
1番 佐藤 眞子      2番 土屋 智樹      3番 沖 賢二      4番 野田 幸男  
6番 佐藤 泰造      7番 小林 輝仁      8番 石井 洋子  
9番 岡本 卓也      10番 安原 理雄      11番 能宗 秀典      12番 下江 京子  
13番 山本 明      14番 須藤 薫雄      15番 谷本 耕造
- 8 欠席委員  
5番 寶諸 孝也
- 9 その他の出席者  
0名
- 10 事務局出席職員等  
事務局次長      杉原 信広      事務局      藤岡 貴世  
松永出張所      花田 宏      北部出張所      藤井 勝俊  
沼隈出張所      松原 美和      神辺出張所      板谷 浩司  
以上 6名

1 1 議事内容  
午前10時00分

事務局	定刻になりましたので、ただいまから2024年（令和6年）第9回福山市農業委員会総会を開会いたします。 本日は事務局長が議会常任委員会に出席のため、欠席しております。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数15名のうち、 出席委員14名、欠席委員1名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号 4番 野田幸男（のだ ゆきお）委員と 議席番号 12番 下江京子（しもえ きょうこ）委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2024年（令和6年）第9回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 今総会については、日程の延期等がありましたので、議案書表紙について、日時を2024年（令和6年）8月30日金曜日から2024年（令和6年）9月2日月曜日に、場所を3階小会議室から8階南側多目的室へ訂正となります。また同様に議案書別冊表紙についても、開催日を2024年（令和6年）9月2日に、場所を8階南側多目的室に訂正願います。

<p>事務局 (つづき)</p>	<p>次に議案書（別冊）の４ページ２番について、備考欄へ「農振」を追加、６ページ１０番、１１番について、備考欄へ「農振」を追加をお願いします。</p> <p>次に７ページ１３番について、備考欄へ「農振」を追加、１４番の施設欄について、「露天駐車場、露天資材置場及び公衆用道路」を「貸露天駐車場、貸露天資材置場及び公衆用道路」に訂正。</p> <p>次に１３ページ６番について、「駅家町大字雨木６２０田・山林１１４㎡」を取り下げし、「６２１－２田・山林７７４㎡」を「６７２－２田・山林７８４㎡」に訂正。</p> <p>追加・訂正事項等は以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 １番 佐藤</p>	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、８月２６日の午前９時２０分からの現地調査に続き、午前１時から市役所 ３階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員７名 全員の出席により、議案第１号４件、議案第２号１件、議案第３号１件、合計６件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」の１番から４番について報告します。</p> <p>１番は、大門町の受人が、城興ヶ丘の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>２番は、大門町の受人が、御門町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>３番は、城興ヶ丘の受人が、大門町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>４番は、北本庄の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員	西部地区の審議内容について、報告します。
4 番	西部地区では、8月27日の午後12時25分からの現地調査に続き、午後
野田	4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。
	委員10名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号10件、議案第3号1件、合計15件について審議しました。
	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5番から8番について報告します。
	5番は、赤坂町の受人が、千葉県鎌ヶ谷市の渡人から申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。
	6番は、広島市中区の法人である受人が、東京都青梅市の法人である渡人から申請地に区分地上権を設定し、売電用の営農型太陽光発電パネルを設置するものです。
	7番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。
	8番は、田尻町の受人が、大阪府枚方市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。
	5番、7番、8番については、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。
	6番については、農地法第3条第2項但し書きにより、同項の許可要件を満たす必要はありません。周辺農地及び営農に支障を生ずる恐れがなく、かつ当該農地における所有者の同意を得ていることから許可妥当と判断しました。なお、議案第2号9番と関連する案件です。
	以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員	松永地区の審議内容について報告をします。
7 番	松永地区では、8月26日、午前8時30分から関係者により現地調査を行
小林	い、午前11時から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号4件、議案第3号3件、合

<p>委員 7番 小林 (つづき)</p>	<p>計10件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9番から11番について報告します。</p> <p>9番は、神村町の受人が、広島市の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>10番は、神村町の受人が、同町の渡人から譲り受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>11番は、神村町の受人が、本郷町の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、野菜の苗を栽培する計画です。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、8月27日の午前11時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名中12名の出席により、議案第1号4件、議案第2号6件、議案第3号2件、の合計12件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページの12番から15番について報告します。</p> <p>12番、13番は、東京都青梅市の農地所有適格法人が6月末の3条許可で所有した農地の上空に中国電力株式会社が営農型太陽光発電パネルを設置し、パネル部分の空間に10年間の区分地上権を設定するものです。</p> <p>なお、8ページの16番、17番と関連で、同時許可案件になります。</p> <p>14番は、東京都青梅市の農地所有適格法人が渡人から申請地を譲り受け、中国電力株式会社が設置する営農型太陽光発電パネルの下部で榊やヒサカキを栽培し、全国的に経営規模を拡大するものです。</p> <p>15番は、受人が岡山県赤磐市の渡人から土地建物を譲り受けており、この度、北側隣地も譲り受けて、野菜を栽培し、新規就農するものです。</p>

	<p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済であり、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号の「6番」、「12番」、「13番」を除くすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p> <p>また、「6番」、「12番」、「13番」については、営農型太陽光発電パネルの設置の許可に必要となる区分地上権の設定申請であり、農地法第3条第2項但し書きの規定により、同項の許可要件を備える必要はありません。</p> <p>なお、該当の5条許可と合わせて周辺営農に支障を生じないことが認められる場合、5条申請許可と同日許可となります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入りますが、小林委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p> <p>(小林委員が退席)</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>採決が終わりましたので、小林委員は入室・ご着席ください。</p>
議 長	<p>(小林委員が着席)</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番について報告します。</p> <p>大門町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、分家住宅及び車庫を建築するものです。場所は、大津野小学校の北東、約300メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の2番から11番について報告します。</p> <p>2番は、赤坂町の受人が、岡山県倉敷市の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場に整備するものです。</p> <p>場所は、福山市立赤坂小学校北西 約700メートルです。</p> <p>申請地は既に転用されており、顛末書が添付されています。</p> <p>3番は沼隈町の社会福祉法人である受人が山口県周南市の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場に整備するものです。</p> <p>場所は、能登原交流館より南東に約400メートルです。</p> <p>4番から8番は5件を一体利用する計画です。</p> <p>東京都千代田区の法人である受人が西深津町、山手町、沼隈町の5名の渡人</p>

<p>委員 4番 野田</p>	<p>から、賃借権を設定し申請地を借り受け、コンビニエンスストアに整備する ものです。</p> <p>場所は、沼南高校より南西に約500メートルです。</p>
<p>(つづき)</p>	<p>9番は、広島市中区の法人である受人が、東京都青梅市の法人である渡人 から申請地を10年間の一時転用として借受け、営農型太陽光パネルを設置 する支柱基礎部分として利用するものです。場所は、福山市立熊野小学校よ り北に約300メートルです。</p> <p>10番と11番は一体利用です。</p> <p>内海町の法人である受人が、大阪府羽曳野市と大阪府枚方市の渡人3名より 申請地を譲受け、倉庫として整備するものです。場所は内浦交流館より南東 に約1200メートルです。</p> <p>なお、2番から11番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き 中です。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれ もないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 小林</p>	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決 定について」の、12番から15番について報告します。</p> <p>12番は、山手町三丁目の受人2人が、父親である本郷町の渡人と使用貸 借権を設定して、住宅1棟を建築するものです。場所は、本郷小学校から、 西へ約210メートルのところでは、</p> <p>13番は、赤坂町の法人が、神村町の渡人から譲り受けて、農業用の堆肥 の材料を置くための露天資材置場を設置するものです。場所は、山中池から、 東へ約50メートルのところでは、</p> <p>14番は、今津町および尾道市の受人2人が、神辺町の渡人から譲り受け て、それぞれが経営する法人向けの貸露天資材置場、貸露天駐車場および公 衆用道路を設置するものです。公衆用道路は福山市へ寄附する予定です。6 月の総会で非農地証明を行った筆ですが、法務局で地目変更登記ができなか ったため、改めて農地法第5条による許可申請をされたものです。場所は、 清水池から、東へ約250メートルのところでは、</p>

<p>委員 7番 小林 (つづき)</p>	<p>15番は、愛知県江南市の法人が、沼隈町の渡人から譲り受けて、法人所有の住宅用の露天駐車場を設置するものです。場所は、藤江郵便局から、西へ約230メートルのところではす。</p> <p>なお、12番と13番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の8ページの16番から9ページの21番について報告します。</p> <p>16番、17番は、いずれも中国電力株式会社が申請地の転用部分に10年間の賃借権を設定し、営農型太陽光発電パネルを設置するもので、パネルの支柱杭や関連設備の基礎部分を一時転用するものです。</p> <p>なお、3ページ12番、13番と関連で、同時許可案件になります。</p> <p>16番の場所は芦田中学校の西 約350メートルです。</p> <p>17番の場所は芦田中学校の北 約400メートルです。</p> <p>18番、19番は、岡山市南区の法人が送電用鉄塔の建て替え工事のため、仮設道と露天駐車場が必要となり、申請地を賃借権により、一時転用するものです。</p> <p>場所は芦田中学校の北 約650メートルから700メートルの範囲です。</p> <p>20番は、加茂町の受人が祖父から申請地を使用貸借により借り受け、住宅を建築するものです。なお、現地は既にカーポートが設置されているため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>場所は駅家中学校の北 約300メートルの所です。</p> <p>21番は、大阪府中央区の再生可能エネルギー発電事業者が新市町の渡人から申請地を譲り受け、124枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行うものです。</p> <p>場所は常金丸中学校の南西 約500メートルの所です。</p>

以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長

神辺地区の報告をお願いします。

委 員

神辺地区の審議内容について報告します。

1 3 番

神辺地区では、8月27日、午前9時から現地調査を行い、午前11時10分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第2号10件、議案第3号1件の合計11件について、審議しました。

山本

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」9ページ22番から11ページ31番について報告します。

22番は、申請地の川南の田2筆計1,101㎡について、安芸郡海田町の渡人から、大阪府中央区の法人が譲り受けて、太陽光発電パネル126枚を設置して売電をするものです。場所は神辺小学校から、南へ約1キロメートルのところでは。

23番は、申請地の川南の田920㎡について、大阪府大阪狭山市の渡人から、大阪府中央区の法人が譲り受けて、太陽光発電パネル138枚を設置して売電をするものです。場所は神辺小学校から、南へ約1キロメートルのところでは。

24番は、申請地の川北の田880㎡について、御幸町の渡人から、大阪府中央区の法人が譲り受けて、太陽光発電パネル146枚を設置して売電をするものです。場所は神辺西中学校から、南西へ約400メートルのところでは。

25番は、申請地の西中条の田1,293㎡について、西中条の渡人から、東深津町の受人が譲り受けて、隣接地で受人が営む事業所の敷地を拡張して露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。場所は中条小学校から、南へ約1,400メートルのところでは。

26番は、申請地の東中条の田1,806㎡について、東中条の渡人から、大阪府中央区の法人が譲り受けて、太陽光発電パネル168枚を設置して売電をするものです。場所は中条小学校から、北東へ約1.2キロメートルの

<p>委員</p> <p>13番</p> <p>山本</p> <p>(つづき)</p>	<p>ところです。</p> <p>27番は、申請地の上竹田の田801㎡について、上竹田の渡人から、大阪中央区の法人が譲り受けて、太陽光発電パネル154枚を設置して売電をするものです。場所は竹尋小学校から、南東へ約1.8キロメートルのところです。</p> <p>28番は、27番の申請地が道に接していないため、隣地である申請地の田815㎡について、上竹田の渡人から、大阪中央区の法人が使用貸借権により借り受けて、太陽光発電パネル設置工事前用進入路として一時転用するものです。場所は27番と同様です。</p> <p>29番は、申請地の上御領の田976㎡について、上御領の渡人から、西中条の宗教法人が譲り受けて、隣接地で受人が営む霊園の墓地として利用するものです。場所は井原鉄道御領駅から、北東へ約1.3キロメートルのところです。</p> <p>30番は、申請地の上御領の田2筆計410㎡について、八尋の渡人から、子である同地区の受人が使用貸借権を設定して借り受けて、農家住宅を建築するものです。場所は井原鉄道御領駅から、北東へ約1.5キロメートルのところです。</p> <p>31番は、申請地の下御領の田1,026㎡について、下御領の渡人から、同地区の法人が賃借権を設定して借り受けて、露天駐車場として利用するものです。場所は井原鉄道湯野駅から、北東へ約700メートルのところ。なお、25番と29番から31番については、農振農用地区域内の農地であるため、農振除外の手続き中です。</p> <p>また、31番については、敷地の一部を既に露天駐車場として利用していたため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号の「9番」、「16番」から「19番」、「28番」は一時転用案件です。</p>

事務局 (つづき)	<p>この内「9番」と「16番」「17番」は、農林水産大臣が認定した認定農業者が下部の農地を営農するもので、担い手が下部の農地を利用する場合の営農型太陽光発電パネルの支柱部分の一時転用期間が10年以内とされる特例に該当します。</p> <p>また、「30番」は、平成13年度から平成14年度にかけて、上御領砂原地区として農業用排水施設整備事業・農業用道路整備事業が実施された第1種農地です。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地、及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「9番」は、営農型太陽光発電の案件のため、「14番」は、転用面積が同一事業の転用面積が30アールを超える案件のため、「16番」「17番」は、営農型太陽光発電の案件のため、「30番」は、第1種農地の転用案件のため、それぞれ常設審議委員会への意見聴取案件となります。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、「9番」、「14番」、「16番」、「17番」、「30番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号は、「9番」、「14番」、「16番」、「17番」、</p>

	<p>「30番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第3号「非農地証明について」の1番について報告します。</p> <p>岡山県小田郡矢掛町の申請人が、平成16年以前から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、坪生小学校の南西、約500メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>議案第3号「非農地証明について」の2番について報告します。</p> <p>2番は、西町の申請人が、昭和62年から住宅敷地として利用し、今に至ります。</p> <p>場所は常石交流館より南に約300メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7 番 小林	<p>議案第3号「非農地証明について」の3番から5番について報告します。</p> <p>3番は、本郷町の申請人が、昭和57年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、塚迫上池から、北へ7メートルのところです。</p> <p>4番は、本郷町の申請人が、昭和63年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、塚迫上池から、東へ10メートルのところです。</p> <p>5番は、広島市の申請人が、昭和48年頃から耕作放棄をしていたところ、</p>

	<p>雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、吉田池から、西へ420メートルのところでは。</p> <p>なお、3番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 10番</p>	<p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の13ページ6番と7番について報告します。</p> <p>6番の申請地は昭和63年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林原野となっているものです。</p> <p>場所は服部大池の北 約4キロメートルの所です。</p> <p>7番の申請地は昭和48年以前から繊維会社ビル兼住宅として利用され、現在に至っているものです。</p> <p>場所は戸手高校の北西 約600メートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、全ての申請地について農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 13番</p>	<p>議案第3号「非農地証明について」13ページ8番について報告します。</p> <p>8番は、下竹田の申請人が、申請地である下竹田の畑5筆計1,503㎡について、昭和55年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となったものです。場所は竹尋小学校から南へ約1キロメートルのところでは。</p> <p>なお、本件は農振農用地区域内の農地のため、関係部局との調整は整っています。</p> <p>現地調査を行いました。農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明</p>

	<p>妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>農用地区域内の農地のため、関係部局との調整は整っております。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の14ページから21ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、32件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、22ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、23ページから29ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条9件、5条41件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、30ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が5件ありました。</p>

事務局	<p>次に、31ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から2件の照会があり、いずれの案件も農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間以内であり、事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして2024年（令和6年）第9回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして総会を終了いたします。</p> <p>委員の皆様には、気をつけてお帰りください。</p>

午前10時35分閉会